

国東市お試し移住施設利用促進補助金交付要綱

〔 令和 4 年 7 月 1 日
国東市告示第 118 号 〕

(目的)

第 1 条 この告示は、地域を担う人材となる移住者の増加による地域活力の向上を図るため、移住希望者が短期滞在可能な施設として宿泊施設等を活用するために必要な費用に対し、予算の範囲内において国東市お試し移住施設利用促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、国東市補助金等交付規則(平成 18 年国東市規則第 62 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 大分県外から本市に転入し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されるとともに本市に生活の本拠を置くことをいう。ただし、転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入、その他これらに類する転入を除く。
- (2) 移住希望者 本市への移住を希望し、又は検討している者をいう。
- (3) 移住活動 移住希望者が本市担当職員等と移住相談や空き家バンク事業について相談や案内を受けること。
- (4) 活動期間 移住希望者が移住活動を行うために要する連続した期間をいう。
- (5) 同行者 移住希望者が行う移住活動に常に同行する当該移住希望者と同一世帯員であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 当該移住希望者と共に本市への移住を希望又は検討している者
 - イ 次条第 1 項第 1 号に規定する者
 - ウ 次条第 2 項第 1 号に規定する者以外の者

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす移住希望者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されていない者であって、本市に生活の本拠を置いていないもの
 - (2) 国東市空き家バンク利用登録者
 - (3) 移住活動を行うため本市を訪れる者(同行者を伴う場合は同一世帯員 2 名までとする)
 - (4) 本市が行う移住又は定住に関するアンケート、調査等に回答する者
 - (5) 過去において、この告示による補助金を交付されたことのない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する移住希望者は補助対象者としなない。
- (1) 国東市暴力団排除条例(平成 23 年国東市条例第 17 号)第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者
 - (2) この告示による補助金の交付を受け、又は受けようとする者の属する世帯の

世帯員

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が2日以上に及ぶ期間中に移住活動を行うため本市内の宿泊施設を利用した場合の宿泊費とし、一人あたり4泊までを対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の宿泊費から一泊一人あたり2千円を引いた額(千円未満の端数は切捨てた額)とし、一泊一人あたり上限を6千円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、国東市お試し移住施設利用促進補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住民票(同行者を伴う場合は住民票謄本)
- (2) 活動計画書(様式第2号)
- (3) 暴力団関係者でない旨の誓約書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、第2条第3号に規定する移住活動を実施する日の2週間前までに行うものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、国東市お試し移住施設利用促進補助金交付決定通知書(様式第4号)又は国東市お試し移住施設利用促進補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、移住活動が完了したときは、国東市お試し移住施設利用促進補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 活動報告書(様式第7号)
- (2) 補助対象経費の領収書の写し
- (3) 宿泊証明書(様式第8号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、活動期間の末日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、国東市お試し移住施設利用促進補助金額確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、速やかに国東市お試し移住施設利用促進補助金交付請求書(様式第10号)により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。